

兵庫県公報

令和2年2月18日 火曜日 第83号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	6
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	6
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	7
○ 入札公告（広報戦略課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	17
○ 同 上（北播磨県民局）	18
○ 同 上（同）	18
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	19
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の解囑	19

告 示

兵庫県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
春日町多田土地改良区	令和2年1月24日

兵庫県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、相当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
慶野土地改良区	土地改良総合整備事業	慶野地区	令和2年2月18日から 同年3月9日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第163号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
太陽鋳工株式会社赤穂工場
赤穂市中広字東沖1603番1
取締役工場長 田中慎吾
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
太陽鋳工株式会社赤穂工場
赤穂市中広字東沖1603番1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の2イ 洗浄施設	
能	力	7 m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	40

排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	20	40
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	26	26
	燐含有 量 (単位 mg/L)	2	4
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	11	11
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		7	7

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年2月18日から同年3月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年11月30日から令和2年7月31日まで
- 3 作業地域
市川町上半尾地内



兵庫県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年11月30日から令和2年7月31日まで
- 3 作業地域
神河町作畑地内



兵庫県告示第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年11月30日から令和2年7月31日まで
- 3 作業地域
神河町南小田地内



兵庫県告示第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年11月30日から令和2年7月31日まで
- 3 作業地域
神河町山田地内



兵庫県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年2月10日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
佐用町口長谷及び宗行地内



兵庫県告示第169号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年2月10日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
佐用町上石井地内



兵庫県告示第170号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、3級水準測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年12月6日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市八鹿町八鹿地内



兵庫県告示第171号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年2月10日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上大市三丁目地内



兵庫県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和元年7月3日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
神戸市垂水区名谷町地内



兵庫県告示第173号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和2年2月18日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
一般県道	浜坂港浜坂 停車場線	美方郡新温泉町浜坂字東岡2350番6から 同郡同町芦屋字西岡323番6まで	上下線	



兵庫県告示第174号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 長峰工業株式会社
 代表者の氏名 橘 生也
 住所 加古川市尾上町池田643番地の4
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 NKホテル
 所在地 加古川市尾上町池田字出林643番5、643番6、643番41、643番42
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和2年2月18日から同年3月3日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和2年2月18日から同年3月3日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
 豊岡都市計画道路
 1.4.3号北近畿豊岡自動車道北線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 豊岡市新堂字アコウ、字柳谷、字棚田及び字畑中並びに岩熊字熊田及び字田嶋

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年2月18日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用するガス 予定数量360,706立方メートル/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
 令和2年1月29日
- 4 落札者の名称及び住所
 関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額（税抜）

25,160,986円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和元年12月20日



寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

吉村 静穂	淡路市
藤定 智恵子	大阪府吹田市
中野 友史	神戸市須磨区

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



入札公告

令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（神戸市の一部）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年2月18日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

令和2年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（神戸市の一部）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること（なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部広報戦略課地域広報班 藤岡
電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年2月18日（火）から同月27日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年3月5日（木）午前10時 兵庫県庁第1号館1階A会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年3月4日（水）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100分の5以上の額を、令和2年3月4日（水）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年3月4日（水）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（水）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年2月27日（木）午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年4月1日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効
 本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
 要作成
- (8) 落札者の決定方法
 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書による。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
皆河B I-2 (102050146)	姫路市安富町皆河（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
渡辺 I-2 (102050147)	姫路市安富町末広（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年2月26日（水）から同年3月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室及び安富事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

仁川高丸(2) I（115000191）の項中別図131を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年2月26日（水）から同年3月11日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び宝塚市都市安全部生活安全室公園河川課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和2年3月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第971号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

関 I（102050005）の項中別図5、関 h III（102050009）の項中別図9、朽原(1) II（102050017）の項中別図17、皆河 B I（102050036）の項中別図36、皆河 C II（102050039）の項中別図39、皆河 D II（102050040）の項中別図40、渡辺 I（102050046）の項中別図46、末広 B II（102050050）の項中別図50、下河 I（102050064）の項中別図64、名坂 B I（102050074）の項中別図74、菅谷 d I（102050082）の項中別図82、長野(1) I（102050110）の項中別図110、長野 b III（102050111）の項中別図111、狭戸 d III（102050142）の項中別図142、三ヶ谷川 I（102050001）の項中別図143を次の図面のとおりに改める。
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年2月26日（水）から同年3月11日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室及び安富事務所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
- (3) 提出期限
令和2年3月11日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
関 j Ⅲ (102050002)	姫路市安富町関（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
関 A Ⅰ (102050003)	姫路市安富町関（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
関 k Ⅲ (102050004)	姫路市安富町関（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
関 I (102050005)	姫路市安富町関（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
関 b Ⅱ (102050006)	姫路市安富町関（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
関 f Ⅲ (102050007)	姫路市安富町関（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
関 g Ⅲ (102050008)	姫路市安富町関（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
関 h Ⅲ (102050009)	姫路市安富町関（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
関 I Ⅲ (102050010)	姫路市安富町関（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

朽原 h III (102050011)	姫路市安富町朽原（別図10の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
朽原 g II (102050012)	姫路市安富町朽原（別図11の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
朽原 f III (102050013)	姫路市安富町朽原（別図12の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
朽原 e III (102050014)	姫路市安富町朽原（別図13の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
朽原 I III (102050015)	姫路市安富町朽原（別図14の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
朽原 a III (102050016)	姫路市安富町朽原（別図15の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
朽原 (1) II (102050017)	姫路市安富町朽原（別図16の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
朽原 o I (102050018)	姫路市安富町朽原（別図17の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
朽原 C II (102050019)	姫路市安富町朽原（別図18の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
朽原 B I (102050021)	姫路市安富町朽原（別図19の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
朽原 1 III (102050023)	姫路市安富町朽原（別図20の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
朽原 c II (102050025)	姫路市安富町朽原（別図21の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
朽原 A II (102050026)	姫路市安富町朽原（別図22の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
朽原 d I (102050027)	姫路市安富町朽原（別図23の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
朽原 (2) I (102050028)	姫路市安富町朽原（別図24の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
皆河 G I (102050029)	姫路市安富町朽原（別図25の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
末広 d III (102050030)	姫路市安富町朽原（別図26の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
皆河 A II (102050032)	姫路市安富町皆河（別図27の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
皆河 h I (102050033)	姫路市安富町皆河（別図28の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

皆河 b I (102050034)	姫路市安富町皆河 (別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
皆河 c I (102050035)	姫路市安富町皆河 (別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
皆河 B I (102050036)	姫路市安富町皆河 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
皆河 C II (102050039)	姫路市安富町皆河 (別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
皆河 D II (102050040)	姫路市安富町皆河 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
皆河 E I (102050041)	姫路市安富町皆河 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
皆河 F I (102050042)	姫路市安富町皆河 (別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
皆河 e I (102050045)	姫路市安富町皆河 (別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
渡辺 I (102050046)	姫路市安富町末広 (別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
長野 A II (102050049)	姫路市安富町末広 (別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
末広 B II (102050050)	姫路市安富町末広 (別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
末広 I (102050058)	姫路市安富町末広 (別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
末広 C I (102050059)	姫路市安富町末広 (別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
末広 c II (102050060)	姫路市安富町末広 (別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
末広 n II (102050061)	姫路市安富町末広 (別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
末広 m III (102050062)	姫路市安富町末広 (別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
末広 D I (102050063)	姫路市安富町末広 (別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
下河 I (102050064)	姫路市安富町名坂 (別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
下河 b III (102050065)	姫路市安富町名坂 (別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり

名坂 d II (102050066)	姫路市安富町名坂 (別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
名坂 c II (102050067)	姫路市安富町名坂 (別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
名坂 e II (102050068)	姫路市安富町名坂 (別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
大町 I (102050070)	姫路市安富町名坂 (別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
名坂 I (102050071)	姫路市安富町名坂 (別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
大町 a I (102050072)	姫路市安富町名坂 (別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名坂 A II (102050073)	姫路市安富町名坂 (別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
名坂 B I (102050074)	姫路市安富町名坂 (別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
菅谷 m I (102050077)	姫路市安富町名坂 (別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
菅谷 l II (102050078)	姫路市安富町名坂 (別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
菅谷 f III (102050079)	姫路市安富町安志 (別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
菅谷 e III (102050080)	姫路市安富町安志 (別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
菅谷 a I (102050081)	姫路市安富町安志 (別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
菅谷 d I (102050082)	姫路市安富町安志 (別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
菅谷 b I (102050083)	姫路市安富町安志 (別図62の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
菅谷 c II (102050085)	姫路市安富町安志 (別図63の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
菅谷 l III (102050087)	姫路市安富町安志 (別図64の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
長野 g I (102050091)	姫路市安富町安志 (別図65の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
長野 (2) I (102050092)	姫路市安富町安志 (別図66の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり

菅谷 b I (102050093)	姫路市安富町安志 (別図67の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
三森 B II (102050095)	姫路市安富町三森 (別図68の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
三森 l III (102050096)	姫路市安富町三森 (別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
三森 j III (102050098)	姫路市安富町三森 (別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
三森 d II (102050099)	姫路市安富町三森 (別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
三森 a I (102050101)	姫路市安富町三森 (別図72の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
三森 c II (102050102)	姫路市安富町三森 (別図73の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
春 II (102050103)	姫路市安富町三森 (別図74の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
三森 f II (102050105)	姫路市安富町三森 (別図75の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
三森 e III (102050106)	姫路市安富町三森 (別図76の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
三森 h III (102050107)	姫路市安富町三森 (別図77の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
三森 A I (102050109)	姫路市安富町三森 (別図78の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
長野 b III (102050111)	姫路市安富町長野 (別図79の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
長野 f III (102050112)	姫路市安富町安志 (別図80の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
末広 A II (102050114)	姫路市安富町長野 (別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
長野 c I (102050116)	姫路市安富町塩野 (別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
塩野 A I (102050117)	姫路市安富町塩野 (別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
塩野 a II (102050118)	姫路市安富町塩野 (別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
塩野 I (102050119)	姫路市安富町塩野 (別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり

塩野 c Ⅲ (102050120)	姫路市安富町塩野 (別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
植木野 A Ⅰ (102050122)	姫路市安富町植木野 (別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
植木野 Ⅰ (102050123)	姫路市安富町植木野 (別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
植木野 c Ⅲ (102050124)	姫路市安富町植木野 (別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
植木野 b Ⅲ (102050125)	姫路市安富町植木野 (別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
三坂 f Ⅱ (102050129)	姫路市安富町三坂 (別図91の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
三坂 d Ⅱ (102050131)	姫路市安富町三坂 (別図92の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
三坂 e Ⅱ (102050132)	姫路市安富町三坂 (別図93の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
瀬川 b Ⅰ (102050134)	姫路市安富町瀬川 (別図94の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
狭戸 b Ⅱ (102050136)	姫路市安富町瀬川 (別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
瀬川 Ⅱ (102050137)	姫路市安富町瀬川 (別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
狭戸 a Ⅱ (102050138)	姫路市安富町狭戸 (別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
狭戸 A Ⅰ (102050140)	姫路市安富町狭戸 (別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
狭戸 B Ⅰ (102050141)	姫路市安富町狭戸 (別図99の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
狭戸 d Ⅲ (102050142)	姫路市安富町狭戸 (別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
三ヶ谷川 Ⅰ (202050001)	姫路市安富町関 (別図101の とおり)	土石流	別図101のとおり
壺ヶ谷川 Ⅰ (202050002)	姫路市安富町関 (別図102の とおり)	土石流	別図102のとおり
向イ川 Ⅱ (202050003)	姫路市安富町関 (別図103の とおり)	土石流	別図103のとおり
山の川 Ⅰ (202050004)	姫路市安富町関 (別図104の とおり)	土石流	別図104のとおり

柏山川Ⅱ (202050005)	姫路市安富町関（別図105のとおり）	土石流	別図105のとおり
杉垣内川Ⅰ (202050006)	姫路市安富町朽原（別図106のとおり）	土石流	別図106のとおり
口中山川Ⅱ (202050007)	姫路市安富町朽原（別図107のとおり）	土石流	別図107のとおり
滝谷川(1)Ⅰ (202050008)	姫路市安富町朽原（別図108のとおり）	土石流	別図108のとおり
一ノ谷川Ⅰ (202050017)	姫路市安富町皆河（別図109のとおり）	土石流	別図109のとおり
カツラ谷川Ⅰ (202050025)	姫路市安富町末広（別図110のとおり）	土石流	別図110のとおり
下河川Ⅰ (202050028)	姫路市安富町名坂（別図111のとおり）	土石流	別図111のとおり
平谷川Ⅰ (202050038)	姫路市安富町三森（別図112のとおり）	土石流	別図112のとおり
大石原川Ⅰ (202050048)	姫路市安富町植木野（別図113のとおり）	土石流	別図113のとおり

（別図1から別図113までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年2月26日（水）から同年3月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室及び安富事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年3月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年5月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町肝川字庵ノ谷255番、255番1、258番、258番1
同 郡同 町肝川字三屏風58番、59番、60番1、61番
同 郡同 町肝川字長谷平井1番から8番まで

- 同 郡同 町肝川字樋ノ谷1番から4番まで、5番2
- 同 郡同 町肝川字古宮ノ下177番から179番まで
- 同 郡同 町肝川字八千谷1番1、1番3、2番から6番まで、7番1、8番
- 同 郡同 町差組字大平井134番から137番まで、138番1、139番
- 同 郡同 町差組字釜ヶー141番2、142番、143番1、144番、145番、146番1、147番
- 同 郡同 町差組字京田163番
- 同 郡同 町差組字小谷95番、96番、98番から109番まで、109番1、110番から113番まで、113番1、114番、114番1、115番から118番まで
- 同 郡同 町差組字米山152番から156番まで、156番1、157番から159番まで、161番、161番1、165番、187番、188番
- 同 郡同 町差組字フカンド148番から150番まで、151番1、151番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
蔵王特定目的会社 取締役 稲田 秀
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年1月8日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－8－2号（28猪名川）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市中町字岡ノ上194番5の一部、194番6、194番5地先里道
同 市中町字岸ノ上195番1、196番1、207番1、195番1地先水路
同 市天神町字南堂ノ下938番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町868番地の1
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年2月3日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－2－2号（31小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市粟生町字中田3121番、3122番1から3122番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市粟生町1297番地
小野精機株式会社 代表取締役 梶尾 真吾
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年3月20日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－25号（30小野）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

2 老人ホームの表芦屋市の項中

「

介護付有料老人ホーム Les 芦屋	同 市川西町14-1
-------------------	------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム Les 芦屋	同 市川西町14-1
有料老人ホーム ホスピタルメント芦屋	同 市朝日ヶ丘町8-23

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和2年1月30日付けで解いたので、公示する。

令和2年2月18日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川 輝 久

委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
早 川 武	伊丹警察署の管轄区域